

公の施設の指定管理者制度に関する運用方針

[令和6年11月8日総務部長決裁]

第1 趣旨

この運用方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定による公の施設の指定管理者制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

1 公の施設とは

「公の施設」とは地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、①住民の利用に供するためのもの、②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、④地方公共団体が設けるもの、⑤施設であること、の5つの要件を満たすものと考えられている。

「公の施設」の主なものを例示すれば、次のとおりである。

体育施設	体育館、運動場、プール
教育・文化施設	博物館、美術館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター
社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、保育園
公営企業	公立病院、上水道、下水道、工業用水道、バス路線
その他	公園、道路、河川、学校、公営住宅、墓地

2 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について民間事業者を含む幅広い団体（以下「民間事業者等」という。）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度であり、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものである。

3 公の施設の設置及び管理に関する条例

地方自治法第244条の2第1項に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）制定に当たっては、公の施設を設置する旨及びその名称、位置等を規定するほか、所轄区域があるときは所轄区域についても規定し、利用の許可及びその取消し、使用料の額及び徴収方法、使用料の減免、利用制限等について定めるほか、必要があるときは、指定管理者に管理を行わせること、指定管理者制度運用委員会の設置、過料の徴収等について定めるものとする。

また、指定管理者に管理を行わせる場合において利用料金制による場合は、使用料に関する定めを代えて、利用料金に関する定め及び必要に応じて承認料金制度に関する定めをおかなければならない。

4 指定管理者制度運用の基本的な流れ

主な手続	手続の概要
①条例制定等	各施設の設置及び管理に関する条例の制定若しくは改正（指定管理者制度運用委員会の設置を含む。）

②公募	募集要項の作成指定管理者制度運用委員会から募集要項の内容に係る意見を聴取公募の実施（原則として60日以上）
③選定	指定管理者制度運用委員会において指定管理候補者を選定
④指定の議決	指定管理者の指定議案を議会に提出
⑤指定	指定管理者の指定と告示 協定書の締結
⑥適正な管理運営の確保	指定管理者による業務の開始 連絡調整会議の開催モニタリングの実施指定管理者制度運用委員会におけるモニタリング実施結果の検証

第2 指定管理者制度に関する基本方針

1 指定管理者制度の積極的な活用

指定管理者制度は、民間事業者等に公の施設の管理を代行させる制度で、民間能力の活用により、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としている。この趣旨を踏まえ、公の施設の管理については、次の①～⑦いずれかに該当するものを除き、新規施設・既存施設を問わず、原則として同制度を活用することとする。

なお、直営等としている施設については、定期的に施設の管理運営のあり方を検討し、①～⑦に該当しないと判断した際には、指定管理者制度を活用することとする。

- ① 法令の規定により県以外の者の管理を禁止しているもの
- ② P F I など特定の事業により管理を行うと決定されたもの
- ③ 廃止又は譲渡を予定し、若しくは検討している公の施設であって、廃止又は譲渡のために必要となる事務事業を執行することとしているもの
- ④ 国及び他の地方公共団体との関係において、特別な事情の下で設置された公の施設であって、県が直営しない場合はこれらとの関係を損ねるおそれがあるもの
- ⑤ 公の施設の管理を指定管理者に行わせた場合、当該施設の設置目的を果たすことができないおそれがあり、又は当該施設が処理する事業の適正な執行を確保できないと判断されるもの
- ⑥ 県の設置した公の施設で、その事業が地方公営事業として運営され、又は今後地方公営事業とすることを検討しているもの
- ⑦ 指定管理者に行わせることのできる業務が事実行為に限られることから、指定管理者制度を導入しても住民サービスの向上や経費の削減等を図ることが期待できないと判断されるもの

2 公平性、透明性の確保

指定管理者制度の運用に当たっては、常に公平性、透明性を確保するものとする。

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、次のとおり目安となる基準を設け、施設の設置目的や業務内容、利用者の状況、サービスの継続性、安定性等を踏まえ、施設ごとに設定を行うものとする。ただし、この基準により難い特別な事情が認められる施設にあっては、当該基準にかかわらず、それぞれの事情を考慮して適切な期間を設定することができる。

【指定期間の基準】

5年…業務に高い専門性があり、人材の育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設。

3年…維持管理が主業務となる施設。ただし、初期設備投資がかかり、指定期間を3年とすることで指定管理者の安定した運営に支障をきたすおそれがある場合にはこの限りでない。

【特別な事情が認められる指定期間の設定例】

- ・ P F I 事業や P F I 事業に類似する手法で整備された施設について、その事業の選定事業者等を指定管理者として指定する場合において、その事業期間を指定期間として設定する場合
- ・ 将来的にあり方の見直し等が見込まれる施設について、その見直し等が行われるまでの間を指定期間として設定する場合
- ・ 新規施設において、施設の設置による成果や課題について検証等を行う必要があることから、導入初期に限り特別に指定期間を設定する場合

4 インセンティブの付与

民間事業者等の能力の活用を図るため、原則として利用料金制を採用するものとする。

また、標準的な管理運営経費を設定する必要があるなどの理由により、使用料制を採用する施設においても、過去の徴収実績を基準に成果に応じて指定管理料を報奨的に増減させる等の措置を講ずるものとする。

5 指定管理料

(1) 管理運営経費に対する県の負担（指定管理料の支出）

① 利用料金制を採用する場合

ア 利用料金収入のみで管理運営経費を賄うことが可能と見込まれる施設については、原則として指定管理料を支出しないものとする。

また、管理運営経費を超える利用料金収入については、収支差の見込額の範囲内で、一定の額又は一定の割合若しくはその両方を県に納付させることができるものとする。

イ 利用料金収入のみでは管理運営経費を賄うことが困難と見込まれる施設については、利用料金収入と管理運営経費の収支差の見込額の範囲内で、指定管理料を支出するものとする。

② 使用料制を採用する場合

標準的な管理運営経費の範囲内で指定管理料を支出するものとする。

(2) 指定管理料の算定方法

① 利用料金制を採用する場合又は料金を徴しない場合

ア 利用料金収入は、過去数年（5年程度）の実績の平均額に施設稼働率の上昇を勘案して見積もるものとする。ただし、特殊要因等により、過去数年の実績の平均額から今後の収入を見込むことが困難な場合は、実態に応じた方法で見積もることができる。

イ 人件費及び大規模修繕費等の特殊要因を除く管理運営経費は、原則として、過去数年の実績の平均額を見積もるものとする。

ウ 人件費は、所要人員に賃金構造基本統計調査等から算出した単価を乗じて見積もるとともに、法定福利費の所要額を見積もるものとする。

エ イの管理運営経費に適切な間接経費比率（管理者の利益等）を乗ずるものとする。

オ 指定管理料の上限額は、イ、ウ及びエの合算額からアを差し引いた額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

② 使用料制を採用する場合又は料金を徴しない場合

使用料制を採用する施設又は料金を徴しない施設は、①のイ、ウ及びエの合算額に消費税及び地方消費税を加えた額を指定管理料の上限額とする。

6 利用料金の決定及び告示

利用料金の基準額は、次のいずれかにより県が設定するものとし、指定管理者は条例に基づき知事（施設所管課）の承認を得て利用料金を決定するものとする。ただし、介護保険料、支援費等法令等に基づく料金は、当該料金を利用料金として決定するものとする。

また、利用料金決定後は、条例に基づき告示するものとする。

① 経費面を考慮して料金を設定した場合、現行の料金と大きな乖離が生じるときは、当分の間、現行の料金を勘案した基準額を設定する。

② 施設管理の収支が均衡するような場合は、規模、形態等類似施設の状況を考慮して基準額を設定する。

第3 指定管理者制度運用委員会

指定管理候補者の選定や施設の適正な管理等を確保するため、県は条例に基づき、指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を設置するものとする。

1 位置付け及び役割

運用委員会は、地方自治法第138条の4第3項に定める「附属機関」に該当するものであり、条例、条例施行規則、運営要領及び同方針に沿ってその運営等を行うものとする。

施設所管課は、指定管理候補者の選定、指定管理者の指定の取消し及び指定管理者が行う施設の管理に関する重要事項（募集要項及び選定基準の作成、モニタリングの実施結果等）について、運用委員会に諮問しなければならない。

また、運用委員会は、指定管理候補者の選定、指定管理者の指定の取消及び指定管理者が行う施設の管理について、審査、答申、審議、調査及び建議することができるものとする。

2 設置の単位

運用委員会の設置は、施設所管課単位を基本とするが、施設の機能等が類似する施設にあつては施設所管課単位等とすることも可能とする。

3 構成

運用委員会は、施設の適正な管理の確保、住民サービスの向上を図る観点から、次に掲げる者で構成するものとする。

- ① 学識経験者
- ② 財務に精通する者（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）
- ③ 施設の機能又は指定管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者
- ④ 施設の利用団体（者）を代表する者

4 利害関係

運用委員会の委員が申請団体の役職員等に就任している場合や、申請団体との経済的関係につき指定管理候補者の公平な選定を妨げる事情があると認められる場合、当該委員の運用委員会への参加を禁止する。

また、利害関係の有無に関する確認は、次のとおり行い、その結果を基に県が各委員についての利害関係の有無を判断するものとする。

時期	委員に対する確認手続
募集期間終了時	①県から委員に、別紙1に定める「利害関係の有無に関する調査票」の提出依頼
運用委員会当日	②審査に先立ち、すべての申請団体と利害関係がないことを再度口頭確認

5 会議の公開等

会議の公開、会議結果の公表等については、公の施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び附属機関等の会議の公開に関する指針（平成13年10月31日付け総務部長決定）の定めるところによるものとする。

原則：運用委員会の会議は、下記の例外を除き、公開する。

例外：指定管理候補者選定に係る次の事項は、沖縄県情報公開条例の規定により非公開となる。

- (1) 募集要項、選定基準等に係る意見聴取
- (2) 審査

第4 指定管理者の選定手続

1 公募の原則

指定管理者の募集は、制度の趣旨、目的に鑑み、複数の申請者の中から施設の効用を最大限に発揮し、かつ経費の縮減が図られる者を選定することが望ましいことから、原則として公募するものとする。ただし、対象施設の適正又は効率的な管理運営を確保するため、公募を行わないことに相当の理由がある場合は、公募によることなく特定の者を指定管理候補者として選定することができる。この場合において、公募によらないこととした理由について、選定要項等に記載するものとする。

公募の例外

- ・ 隣接又は併設される施設の指定管理者と同一の者を指定することで、利用者サービスの向上など効率的、効果的な運営が見込まれる場合
- ・ 施設の管理運営に高度の専門性、学術的知識や技術が必要であると認められる場合
- ・ 県の施策の円滑な推進を図る上で、設置目的と密接に関連する目的で設置された団体又はそれに準ずる団体に管理させることが適当と認められる場合
- ・ 公募を行ったが応募が無かった場合又は審査の結果、応募団体の中に指定管理候補者として選定できる団体が無かった場合
- ・ 指定管理者の指定の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要性が生じた場合
- ・ P F I 事業により施設を整備し、P F I 事業者に対該施設の管理運営を包括的に行わせる場合
- ・ その他公募によることが適当でないと認められる特段の事情がある場合

2 民間事業者等の応募促進の措置

(1) 公募期間

指定管理者の公募の期間は、60日以上とし、指定管理者の募集要項等を県ホームページで周知する。ただし、再公募、非公募又は緊急を要する場合には、公募の期間を短縮できるものとする。この場合においては、民間事業者等の準備期間を考慮し、少なくとも10日以上の期間を設けるものとする。

(2) 周知

指定管理者の公募に当たっては、新聞広告、ラジオ、テレビ等を活用し、広く周知に努めるものとする。

(3) その他の措置

- ① 公の施設の運営の効率性等を考慮した上で、より多くの民間事業者等が応募できるよう、指定単位の規模や業務範囲等を設定するものとする。
- ② その他公の施設の機能や特性等を考慮し、より民間事業者等の応募を促進するための方策を検討するものとする。

3 募集要項の作成

募集要項は、別紙2に定める「沖縄県●●●●施設の指定管理者募集要項（例示）」を基に、次に示す「募集要項への必須記載事項」を必ず記載の上、施設の実状に応じて作成する。また、作成に当たっては、(1)から(7)に掲げる事項について留意するものとする。

募集要項への必須記載事項

- ・ 募集の目的
- ・ 指定期間
- ・ 施設の概要（名称、所在地、施設の設置目的、建物の概要）
- ・ 管理運営の基本的考え方
- ・ 指定管理者が行う業務（使用許可等の県の代行業務の範囲を含む。）
- ・ 施設使用料の帰属先、利用料金制の有無
- ・ 管理運営経費に対する県の負担の有無（指定管理料の有無）
- ・ 応募資格
- ・ 欠格条項
- ・ 失格事項
- ・ 提出期限及び提出先
- ・ 提出書類（申請書、事業計画書、財務諸表、定款等団体の概要が把握できるもの等）
- ・ 審査基準、選定方針、選定方法（概要）及び選定結果の通知
- ・ リスク（協定締結の時点では正確に想定できない不確実性のある事由によって損失が発生する可能性。以下同じ。）に係る追加的経費の分担
- ・ その他募集要項に示すことが適当な事項

(1) リスク分担

施設の管理運営に際して想定されるリスクをできる限り明確化するものとする。

【例示】

- ・ 物価、計画変更等の要因による管理運営経費の増大に関すること
- ・ 法令等の変更に関すること
 - 指定管理業務に直接関係する法令等の変更
 - 一般の民間事業者すべてに影響を及ぼす法令等の変更
- ・ 施設の損傷に関すること
 - 風水害等の天災によるもの
 - 施設の設置の隠れた瑕疵から生ずるもの
 - 施設の管理の瑕疵から生ずるもの
 - 第三者の行為から生ずるもの

- ・ 管理運営に係る事故に関すること
 - 施設の設置の瑕疵から生ずるもの
 - 施設の管理の瑕疵から生ずるもの

※ 施設内で事故等により利用者に損害を与えた場合の賠償責任は、国家賠償法により設置者である県が賠償責任を負うものと解される。上記の事故に関するリスク分担は求償権によるものである。

(2) 応募資格

応募資格については、次の要件を付すものとする。

- ① 法人、その他の団体であるもの
- ② 県税の滞納がないもの
- ③ 施設管理の総括責任者を専任で配置できるもの
- ④ 県内に主たる事務所又は事業所を有するもの(共同企業体の場合、代表となる団体は県内に主たる事務所又は事業所を有し、他の構成員は県内に事務所又は事業所を有すること。)。ただし、施設の特性等から県内に主たる事務所又は事業所を有するもののみでは十分なサービスが確保できないと見込まれる場合、又は競争性が確保できないと見込まれる場合はその限りでない。

(3) 欠格条項

欠格事由については、次の要件を掲げるものとし申請を無効とする旨を明示するものとする。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等
- ② 会社更生法、民事再生法等による手続を開始している法人等
- ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である法人等
- ④ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している法人等
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指

定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人等

(4) 失格事項

公正性等を阻害する事項については、失格事項として選定審査の対象から除外する旨を明示するものとする。

- ・ 選定審査に関する照会、要求等を行う又は個別に委員に接触した場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ その他不正行為があった場合

(5) 事業計画書の記載事項

別紙3に定める指定管理者指定申請書における事業計画書には、より最適な指定管理候補者を選定するため、次の評価（審査）項目を設けるものとする。

- ・ 指定管理業務の収支計画及び積算根拠
- ・ 職員の配置
- ・ 施設の種別に応じた必要な体制
- ・ 自主事業の実施計画
- ・ 施設の管理運営を希望する理由
- ・ 運営方針（魅力ある施設とするためのサービス提供の考え方等）
- ・ 利用者の要望等の把握
- ・ 集客の取組（広報等）
- ・ 防犯、防災の対策
- ・ 個人情報保護の取組
- ・ 利用者、住民の安全確保に関する事項
- ・ 損害賠償責任保険等の加入に関する事項
- ・ 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮に関する事項
- ・ 使用料又は利用料金を徴収する場合の経理のチェック体制
- ・ 業務の実施方法（再委託業務にかかる発注の考え方、業者選定方法、業者選定理由、再委託金額（見込）等）

(6) 仕様書その他参考資料

指定管理者が遵守すべき保守点検の頻度等の具体的な業務内容を「仕様書」で示すとともに、使用料の徴収成績に応じて指定管理料を決定する方法等を採用する場合には、その算定方法等についても参考資料として示すものとする。

参考資料【例示】

- ・ 指定管理料を県が支出する場合の上限額算定の考え方
- ・ 使用料の内容、過去数年間の決算額及び徴収率
- ・ 県が施設を使用する頻度、その他使用料減免の頻度及び減免額
- ・ 過去数年間の管理運営経費（人件費及び修繕費を除く。）
- ・ 過去数年間の管理体制及び職員ごとの事務分掌
- ・ 使用料を徴収又は収納委託する場合の事務手続

(7) 募集に当たっての留意事項

募集に当たっては、現場説明会の開催や募集要項に関する疑義照会事項に対する回答を公開するなど情報公開に努めるものとする。

4 指定管理候補者の選定

(1) 選定基準

- ① 選定に当たっては、条例に沿った審査基準を策定し、事業計画等全ての項目を評価する総合評価方式により行い、最も効果的かつ効率的な管理が実施できるものを選定するものとする。

なお、評価（審査）の基準は、次の視点を参考に策定するものとする。

ア 県民の公平な利用を確保できるもの

- ・ 公平な施設利用、利用料金の減免等の考え方
- ・ 利用者の要望への対応

イ 施設の効用を最大限発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるもの

- ・ サービスの維持向上
- ・ 稼働率アップ（集客等）の取組
- ・ 県が支出する指定管理料の低減
- ・ 再委託業務の適正性（再委託する業務内容や委託先が不適切と捉えられないよう選定時に提出される書類において内容を精査）

ウ 管理を安定して行う物的及び人的能力を有するもの

- ・ 事業継続の主体としての適格性等（労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮に対する取組を含む。）
- ・ 収支計画の妥当性
- ・ 防犯、防災の対策
- ・ 他施設の指定管理協定の締結の有無（該当有の場合、管理担当職員の兼務状況等）

エ 施設の設置目的を達成するために十分な能力を有するもの

- ・ 設置目的の理解
- ・ 施設の管理運営、利用促進に向けた意欲

② 指定管理料を県が支出する場合には、上限額を設定するものとし、指定管理候補者の選定に当たっては、当該上限額以下の提案をする事業計画の中から選定するものとする。

③ 選定基準は、公表するものとする。

(2) 事業計画書の審査

① 指定管理候補者の選定の手順は、次の方法を参考に行うものとする。

ア 応募資格審査、事業計画書類の基礎審査及び定量審査の3段階で審査を行う。

イ 第1段階の応募資格審査において、資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。

ウ 第2段階の事業計画書類の基礎審査において、県が支出する指定管理料の上限額を超過する場合又は募集要項、仕様書等で要求される基準を1つでも満たしていない場合は、その時点で失格とする。

エ 基礎審査において全ての要件を満たす事業計画について、定量審査を行う。

② 第3段階の定量審査は、運用委員会において、評価項目の点数をあらかじめ設定した上で、それぞれの事業計画を項目ごとに審査し、点数を付与するものとする。

③ 定量審査における点数の付与については、次に掲げる事項を参考に、施設の実状に応じて行い、サービスの質や適正な管理運営の確保を図る観点から最低基準点を設け、これを下回った者は選定しないものとする。ただし、県が指定管理料を支出する施設の場合は、当該支出の提案金額（以下「提案金額」という。）に評価の比重が高まるよう配慮するものとする。

《絶対評価によるもの》

- ・ 評価項目の事業計画を優、良、可に区分し3、2、1点の点数を付与する方法（項目によっては、事業計画が全て3点、又は1点の場合もある。）

- ・ 評価項目の数値により点数を付与する方法

- （例えば、従事者1人当たりの料金収入を点数化する方法）

《相対評価によるもの》

- ・ 提案金額以外の評価項目の事業計画を順位付けし、最上位者に当該項目の満点、最下位者に0点を付与し、中間の者には満点と0点の間の点数を均等に配分する方法（例えば5点満点で5団体の応募であれば、4、3、2、1、0の配点となる。）

- ・ 提案金額を点数化する場合は、最小のものを満点、その他の提案金額は最小の提案金額を基準にして点数化する。

④ 運用委員会は、財務に精通する者が、事故その他の事情により運用委員会に出席できない場合に、申請団体から提出された事業計画書、事業報告書、貸借対照表、収支決算書等について、当該財務精通者から指定管理施設の財務状況に係る意見書を提出させる。

(3) 選定

点数付与後の選定に当たっては、次のいずれかにより決定するものとする。

- ① 全項目の合計得点数を提案金額で除した値が最も高い事業計画を提案するものを選定する。
- ② 提案金額も点数化し、全項目の合計得点数が最も高い事業計画を提案するものを選定する。
- ③ 提案金額も点数化し、委員ごとの合計得点による順位を順位点に換算し、順位点の合計が最も高い事業計画を提案するものを選定する。

5 選定結果の公表

選定手続の公平性、透明性を確保するため、以下のとおり選定結果の公表を行うものとする。

(1) 公表時期及び公表方法

運用委員会終了後、指定管理候補者の選定に係る知事決裁を経た後に県ホームページで公表を行う。

(2) 公表様式

別紙4の様式を参考に各施設所管課で作成を行う。

(3) 公表に当たっての留意事項

- ① 運用委員会における議事内容（委員からの質疑及び検討事項とされたもののうち主な事項等）については、各委員への説明又は了解を得た上で公表を行うこと。
- ② 上記の議事内容については、決裁文書においても「委員会での意見等」として添付すること。
- ③ 公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮すること。

第5 指定管理者の指定

1 指定の議決

指定管理者を指定しようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経るものとする。なお、PFI事業の選定事業者等を指定管理者として指定する場合は、上記議決とは別にPFI事業契約の議決が必要となる。

2 債務負担行為の設定

複数年度にわたる指定期間を設けて、協定を締結する場合は、債務負担行為の議決を得るものとする。ただし、利用者からの利用料金のみで運営され、指定管理料の支出を伴わない場合には、この限りでない。

3 指定及び告示

指定管理者の指定は議会の議決後行うものとし、指定を行ったときは、遅滞なく条例の規定により告示を行うものとする。

4 協定書の締結

(1) 締結

県と指定管理者の間において、それぞれが負う債務の詳細及びその履行方法を明らかにしておく必要があることから、次の事項について、協定を締結するものとする。

なお、協定の締結に当たっては、県と指定管理者の役割を、具体的かつ明確に取り決めるものとする。

(2) 協定事項

① 指定管理に関する基本的な事項

- ア 施設の名称、所在地
- イ 指定期間
- ウ 公共性の尊重

② 指定管理者の行う業務に関する事項

- ア 使用許可等の権限の代行
- イ 施設の改修
- ウ 指定管理業務の全部委託の禁止
- エ 緊急時の対応
- オ 情報管理
- カ 暴力団排除

③ 備品等の取扱いに関する事項

物品等の帰属

④ 業務実施に係る確認事項

- ア 報告すべき内容及び提出期限
年度事業計画書、業務報告書、上半期及び年度事業報告書
- イ 安定的、継続的な施設管理が可能かどうかを確認するための財務諸表の提出
- ウ 内部統制の実施
- エ 適正な手続に基づく再委託の実施

⑤ 指定管理料及び利用料金に関する事項

- ア 指定管理料の額及び支払い方法
- イ 利用料金の帰属先
- ウ 利用料金の減免

⑥ 損害賠償及び不可抗力に関する事項

- ア リスク分担
- イ 管理物件の損傷等に係る損害賠償責任、第三者への損害賠償責任、付保する保険
- ウ 不可抗力発生時の対応に関する事項

⑦ 指定期間の満了に関する事項

- ア 業務の引継ぎに関する事項
- イ 原状回復義務に関する事項

- ⑧ 指定の取消し及び指定管理業務の停止に関する事項
事業計画又は協定に違反した場合の自主的改善、県の是正通告、指定の取消し、損害賠償等
- ⑨ その他協定を締結することが適当な事項

5 歳入の徴収又は収納の委託

利用料金制を採らない施設で使用料が発生する施設について、当該使用料の徴収又は収納を指定管理者に行わせる場合には、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく歳入の徴収又は収納の私人への委託が必要となるので、指定管理者と別途委託契約を締結するものとする。

また、同条第2項の規定により、当該使用料の徴収又は収納に関する委託契約について告示するものとする。

第6 指定管理者制度導入後の対応（モニタリングの実施）

1 業務記録、上半期報告書及び事業報告書

(1) 業務記録

指定管理者は、日々の業務の実施状況、施設で生じた事故や課題等を記録した日報を作成するものとする。

指定管理者は日報を基に、月報を作成し施設所管課に提出するものとする。

(2) 上半期報告書及び事業報告書

指定管理者は、上半期及び毎年度終了後、指定管理業務に関する報告書を作成し、施設所管課に提出するものとする。

2 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応

(1) 指定管理者が行う事項

① 指定管理者は、アンケート調査等の方法により、利用者等の意見や要望を把握し、施設所管課に報告するものとする。

② 指定管理者は、利用者等から寄せられた苦情等については、その対応状況とともに、施設所管課に報告するものとする。

(2) 施設所管課が行う事項

施設所管課は、利用者等から寄せられた苦情等については、必要に応じて実地調査等により確認を行い、指定管理者に改善の措置を求めるものとする。

3 業務の状況に関する調査等

(1) 指定管理業務及び経理状況の調査、指示

① 施設所管課は、指定管理者が県との協定等に従い適正かつ確実なサービスの提供を行っているか随時確認するとともに、サービスの質を評価し、必要に応じて適切な指示を行うものとする。施設の管理運営に関して、次の事項等に該当し、又は該当するおそれがある場合は、指定管理者に対し改善又は見直しの指示を行うものとする。

ア 正当な理由なく利用者に対し施設の利用を拒み又は不当な差別的取扱いをするような行為がある場合

イ 施設の形質を無断で変更するような行為がある場合

ウ 要員の配置や施設の管理が施設の設置目的の達成に適切な状態となっていない場合

エ 個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な措置が講じられていない場合

オ 協定に定める内容の不履行等信義則に反する場合

② 指定管理者が安定的、継続的に施設サービスを提供することが可能であるか、常に指定管理者の経営状況の把握に努めるものとする。施設所管課は財務状況の確認のため、指定管理者となっている民間事業者等の監査報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の提出を求めることができる。

(2) 運用委員会におけるモニタリングの実施結果の検証

運用委員会において、モニタリングの実施結果の検証を行うものとする。

【モニタリングの定義及び目的】

モニタリングとは、指定管理者制度を導入した施設の管理運営に関して、地方自治法、条例、協定書等に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認する手段である。

また、指定管理者が安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかを監視するとともに、指定管理者の行う指定管理業務を評価し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行い、管理の継続が適当でないと認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みをいう。

モニタリングを的確に実施し、指定管理者による施設の適正な管理運営、更なるサービスの向上を期することにより、適正かつ確実な公共サービスの提供を確保することを目的とする。

(3) 個人情報保護対策の徹底

県は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 1 項の規定により、指定管理者が施設の管理運営に当たり保有する個人情報について、個人情報保護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、協定書の締結に当たっては、知事における個人情報取扱事務委託等基準を遵守するものとする。

(4) 連絡調整会議の開催

施設所管課は、指定管理業務の調整及び情報の交換を図るため、必要に応じて指定管理者との連絡調整会議を開催するものとする。

(5) 再委託の承認

再委託承認申請及び承認の手続が適正になされているかを確認する。再委託する業務内容や委託先が不適切と捉えられないよう、指定管理候補者選定時に提出される事業計

画書、再委託承認申請書、事業報告書等において内容を精査し、疑義事項の照会及び回答については記録を残すなど、適切な運用を図る。

4 内部統制の実施

施設の管理運営に伴う事務が法令に適合し、かつ適切に行われることを確保するために施設所管課はこれらを阻害するリスクの識別・分析、対応策の整備及び評価を実施するものとする。このため整備及び評価に必要となる条項は、あらかじめ協定書に設けるものとする。

5 事故、災害等発生時の対応及び安全管理の徹底

(1) 指定管理者が行う事項

指定管理者は、危機管理体制を整備するとともに、施設において事故等が発生した場合、速やかに施設所管課に報告を行い、必要な対応を取るものとする。

(2) 施設所管課が行う事項

施設所管課は、施設の安全管理には特に留意し、指定管理者に対して必要な指導、助言を行うとともに、緊急時に迅速に連絡を受けられる体制を整備するものとする。

6 指定の取消し、業務の停止措置

指定管理者による管理が、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項、条例及び協定書における指定の取消し等に関する規定に該当する場合は、利用者への影響等も考慮した上で、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

7 モニタリングの実施結果の公表

県はモニタリングの実施結果について、各施設所管課及び総務部行政管理課ホームページにおいて公表を行うものとする。

第 7 事前協議

この方針と異なる事務手続を行う場合又は定めのない事項については、総務部と事前協議を行うものとする。

第 8 委任

この方針に定めるもののほか、指定管理者制度に関し必要な事項は別に定める。

附則

この方針は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

この方針は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

この方針は、平成 24 年 5 月 23 日から実施する。

この方針は、平成 29 年 3 月 17 日から実施する。

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この方針は、令和5年5月31日から実施する。

この方針は、令和6年9月27日から実施する。

この方針は、令和6年11月8日から実施する。